

第2章 計画の基本的事項

1. 建築物の耐震化を促進するための基本的な考え方

(1) 「自助」「共助」「公助」による耐震化の促進

建築物の耐震化促進は、以下に示す「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方のもと、市民、町内自治会等、関係団体や事業者、行政が互いに協働・連携し、実現できるものといえます。

各主体は、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づきそれぞれの役割を認識し、建築物の耐震化に取り組むことが必要です。

① 自助

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要です。この「自助」により個々の耐震化が進むことで、地震時における建築物の倒壊等による被害を防ぐとともに、道路閉塞などを未然に防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助」にもつながります。

そのため、建築物の所有者は、自らが所有する建築物の耐震化に積極的に取り組むことが必要です。

② 共助

震災時においては、地域の住民が協力して助け合うことが大切です。また、町内自治会や自主防災クラブなどの地域コミュニティを通じて、「自分たちの地域は自分たちで守る」といった「共助」の精神のもとで、建築物の耐震化の働きかけや、地震対策に関する啓発活動、危険箇所の把握・改善等の地震防災対策に取り組むことが重要です。

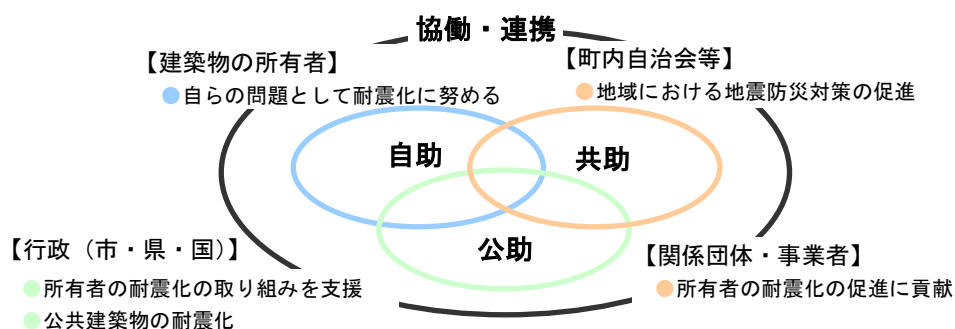
このように「共助」によって建築物の地震防災対策を進めることは、安全で安心なまちづくりの実現につながります。

更に、関係団体や事業者は、「共助」の精神のもと、行政と連携し、技術者の育成や技能の向上などに努め、耐震化の促進に取り組むことが必要です。

③ 公助

行政は、上記に示した「自助」「共助」による地震防災対策が進むよう、関係団体等との連携を図りながら、「公助」として、耐震診断や耐震改修に関する環境整備に努めるなど、所有者の耐震化の取り組みをできる限り支援するとともに、自らが所有する公共建築物の耐震化を促進します。

図2-1 各主体の役割と相関関係



(2) 他の施策との関連付け

建築物の耐震化の促進は、防災・減災の側面からはもちろん、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、更には老朽化した空家の増加など、本市を取り巻く様々な状況の変化に対応するためにも、他の施策との関連性を考慮しながら効果的に推進していかなければなりません。

特に「熊本市都市マスタープラン」に掲げる「多核連携都市の実現」に向けた施策や、「熊本市住生活基本計画」の基本方針である「安心なくらしの実現」「良質な住まいの実現」「住みやすいまちの実現」に向けた施策と関連付けて、有効な耐震施策や取り組みを検討していく必要があります。

2. 対象区域・建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、熊本市域全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、既存耐震不適格建築物^{※1}及び熊本地震で被害を受けた建築物とします。その中でも、旧耐震基準^{※2}で建てられた建築物のうち以下に掲げるものについては、目標値を定め取り組んでいきます。

① 住宅

「住宅」とは、戸建木造住宅と共同住宅等(共同住宅、長屋及び非木造の戸建住宅)をいいます。

② 民間特定建築物

民間事業者が所有する「特定建築物」をいいます。「特定建築物」とは、多数の者が利用する建築物や危険物を取り扱う建築物、地震時に通行を確保すべき道路の沿道で道路閉塞のおそれのある建築物(耐震改修促進法第14条第1号から第3号に掲げる建築物)をいいます。(詳細は表2-1を参照)

③ 市有特定建築物

本市が所有する「特定建築物」をいいます。

※1 既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条第3号の規定の適用を受けているもの

※2 旧耐震基準

新耐震基準施行(昭和56年6月1日)前の基準

3. 重点的に耐震化を促進する建築物

以下に掲げる建築物について、重点的に耐震化を促進していきます。また、今後必要に応じて、追加や見直しを行っていきます。

(1) 戸建木造住宅

阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物を中心に多くの木造住宅が倒壊などの被害を受けました。本市においても、計画策定当初から旧耐震基準の戸建木造住宅を、重点的に耐震化を促進する建築物として位置づけ、耐震診断や耐震改修に対する補助などの支援を行ってきました。しかしながら、依然、戸建木造住宅の耐震化率は低い状況であるため、引き続き、重点的に耐震化を促進していきます。

なお今後は、地域ごとの特性(居住促進エリアや旧耐震基準で建てられた住宅が集中している地域など)を踏まえながら、より効果的な取り組みや施策について検討していきます。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路とは、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、県促進計画において指定された、災害時に避難や物資等の輸送、復旧活動等を行う上で重要な道路です。このことから、緊急輸送道路沿道は、建築物の耐震化を促進する重要な区域として位置づけ、特に地震時における通行を確保するため、倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物(耐震改修促進法第14条第3号)については、重点的に耐震化を促進していきます(資料編p11参照)。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条により、耐震診断の実施及び報告を義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物は、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等で一定規模以上のもの(詳細は表2-1を参照)であり、倒壊した場合、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、重点的に耐震化を促進していきます。

また、都道府県及び市町村の促進計画に記載することで、耐震診断の実施及び報告が義務付けられる要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条に規定)については、県と連携しながら、状況に応じた対応が必要です。

4. 市有建築物の耐震化促進

地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び市民生活に大きく影響し、更に避難、救護、復旧活動に支障をきたすことになります。

本市では、「市有建築物耐震対策基本方針」に基づき、市有特定建築物のうち、指定防災拠点施設や指定緊急避難場所とされている小中学校の耐震化を優先的に取り組んできました。今後は市有特定建築物以外の建築物についても計画的に耐震化を図っていきます。

なお、「熊本市地域防災計画」や「熊本市公共施設等総合管理計画」等と整合を図り、施設の統廃合や集約・複合化などの個別の状況も考慮しながら耐震化を進めていくこととします。

表 2-1 特定建築物・要緊急安全確認大規模建築物の一覧

法	分類	用途	規模等	
			特定建築物	要緊急安全確認大規模建築物
法第14条1号	多数のものが利用する施設	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
		小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
同2号	危険物を取り扱う建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法施行令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
同3号	地震時に通行を確保すべき道路の沿道で道路閉塞のある建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	耐震改修促進法施行令で定める当該部分が前面道路からの距離に応じた高さを超える全ての建築物	

※要緊急安全確認大規模建築物については耐震改修促進法附則第3条